

肝炎ウイルス検査で結果が「陽性」と判定された方へ

## 肝炎ウイルス陽性者初回精密検査費用助成のご案内

### 肝炎精密検査費用助成とは

兵庫県では、肝炎ウイルス検査の結果が陽性の方を対象に、肝炎ウイルスの初回精密検査を受けた際の医療費の自己負担分を助成します。

### 申請の流れ

検査費用の助成を受けるためには、申請時に「フォローアップへの同意」が必要です。

フォローアップとは、丹波市健康課等の保健師による

- ① 医療機関の受診・診療状況の確認
- ② 未受診の場合は必要に応じて電話等での受診勧奨などを指します

#### 各窓口へ問い合わせる

(フォローアップへの同意)

お問合せいただいた窓口よりフォローアップについて説明します。同意いただいた方には、請求書等の必要書類をお渡しします。

#### 受診する

医療機関を受診し、窓口で請求された検査費用を支払ってください。  
(領収書及び診療明細書は申請に必要なため、必ず保管してください)

#### 申請する

申請書一式を窓口へ提出してください。  
内容を審査のうえ、県が保険診療の自己負担分を金融機関の口座へ振り込みます。

※ 請求は、陽性と判定されてから1年以内です。

※ 一連の検査は同じ日に受けることを原則としますが、予約などの都合により検査が複数の日に行われた場合、1か月程度の期間のものであれば助成します。

(ご不明な場合は下記までお問い合わせください)

<申請・お問い合わせ先> 局番のおかけ間違いにご注意ください

#### 1. 申請の窓口、お問い合わせ

肝炎ウイルス検査を受けられた機関	申請書の提出・お問い合わせ先
(1) 丹波市が実施する検査を受けられた方	丹波市健康部健康課 健康増進係 (健康センターミルネ2階) 〒669-3464 丹波市氷上町石生2059-5 TEL 0795-88-5082
(2) 職域検診での検査を受けられた方	・丹波市健康部健康課、または ・兵庫県丹波健康福祉事務所地域保健課
(3) 妊婦検診での検査を受けられた方	
(4) 手術前の検査を受けられた方	

#### 2. 申請内容の審査に関すること

・兵庫県保健医療部感染症等対策室疾病対策課 がん・難病対策班

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5-10-1 TEL: 078-341-7711

<p><b>対象者</b></p>	<p>次のすべての要件に該当する方</p> <p>(1) 丹波市に住所を有する方</p> <p>(2) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者</p> <p>(3) <u>検査費用を請求する日から1年以内に、以下のいずれかの肝炎ウイルス検査において陽性と判定された（結果通知を受け取った）方</u></p> <p>① 丹波市が実施した肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方</p> <p>② 職域健診で実施した肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方</p> <p>③ 妊婦検診で実施した肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方</p> <p>④ 病院等で手術前に実施した肝炎ウイルス検査で陽性と判定された方</p> <p>(4) 丹波市が実施するフォローアップに同意した方</p>
<p><b>助成対象費用</b></p>	<p>初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として兵庫県が認めた費用。<u>ただし、医師が真に必要と判断したものに限り、保険適用外の検査は助成対象となりません。</u></p>
<p><b>助成回数</b></p>	<p>1回</p>
<p><b>対象となる検査</b></p>	<p>a 血液形態・機能検査（末梢血液一般検査、末梢血液像）</p> <p>b 出血・凝固検査（プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間）</p> <p>c 血液化学検査（総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、γ-GT、総コレステロール、AST、ALT、LD）</p> <p>d 腫瘍マーカー（AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量）</p> <p>e 肝炎ウイルス関連検査（HBe抗原、HBe抗体、HCV血清群別判定、HBVジェノタイプ判定等）</p> <p>f 微生物核酸同定・定量検査（HBV核酸定量、HCV核酸定量）</p> <p>g 超音波検査（断層撮影法（胸腹部））</p>
<p><b>申請に必要な書類</b></p> <p>※(4)については、 受診された検診の種類ごとに書類が異なりますのでご注意ください。</p>	<p>(1) 肝炎ウイルス初回精密検査費用請求書兼フォローアップ同意書（丹波市健康課窓口にあります）</p> <p>(2) 初回精密検査を受けた医療機関の領収書</p> <p>(3) 初回精密検査を受けた保険医療機関が発行した医療内容、保険点数等が記載された書類（診療明細書）</p> <p>(4) 肝炎ウイルス検査結果通知書の写し</p> <p>① 丹波市が実施した肝炎ウイルス検査：<u>検査結果表の写し（肝炎ウイルス検査の結果が記載されているもの）</u></p> <p>② 職域健診で実施した肝炎ウイルス検査：<u>職域検診結果通知書の写し（肝炎ウイルス検査の結果が記載されているもの。結果通知書で職域健診とわからない場合は、別紙「職域検査受検証明書」が必要）</u></p> <p>③ 妊婦検診で実施した肝炎ウイルス検査：<u>母子健康手帳の検査日及び検査結果が確認できる頁の写し（母子健康手帳で検査日等が確認できない場合は、医療機関が発行する検査結果通知書の写しが必要）</u></p> <p>④ 病院等で手術前に実施した肝炎ウイルス検査：<u>結果通知書及び、肝炎ウイルス検査後に受けた手術に係る手術料が算定されたことが確認できる診療明細書</u></p> <p>(5) 初回精密検査費用振込先金融機関の口座が分かる書類（預金通帳の写し等）</p>

